

第7期紀北地域障がい者福祉計画策定支援業務委託プロポーザル実施要領

(公募型)

1 実施の目的

第7期紀北地域障がい者福祉計画策定支援業務を委託するにあたり、企画内容及び経済性等を重視し、より良い計画を策定するために第7期紀北地域障がい者福祉計画策定支援業務委託プロポーザル選考審査会（以下「審査会」という。）による審査を実施します。

2 業務の概要

- (1) 業務委託名 第7期紀北地域障がい者福祉計画策定支援業務委託
- (2) 業務内容 本業務は障害者基本法及び関連する法令等に基づき、紀北地域における障がい者（障がい児を含む。以下同じ。）の状況等を的確に把握し、紀北地域が取り組むべき障がい者福祉施策の方向性等を定める「第7期紀北地域障がい者福祉計画」の策定を支援する。

※別添の第7期紀北地域障がい者福祉計画策定支援業務委託仕様書を参照すること。

- (3) 業務期間 契約締結日～令和9年3月31日
- (4) 見積上限額 4,642,000円（税込み）

注 参考見積書の金額が見積上限額を超過した場合は失格とします。

(5) 成果品

- ① 計画書本編（A4版、100ページ程度、表紙・本文1色刷り） 400部
- ② 計画書概要版（A4版、8ページ程度、フルカラー） 200部
- ③ 障がい関連施策及び福祉関連施策先進事例（情報提供含む。）（CD-R 1枚） 2部
- ④ その他関係資料1式（CD-R 1枚） 2部
- ⑤ 計画書及び概要版のデータ（PDF）（CD-R 1枚） 2部

3 参加要件

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、次に掲げる要件を満たす者でなければなりません。

- (1) 尾鷲市入札参加資格者名簿に登録があること。
- (2) 尾鷲市、紀北町及び三重県等において資格（指名）停止措置を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

4 質問の受付及び回答

- (1) 提出期限 令和8年6月24日（水）17時00分まで（必着）
- (2) 提出方法 別添の質問書（様式第7号）により、FAX 又は電子メールにて提出してください。

※注 上記以外の方法で提出された質問に対しては、回答をいたしかねます。

- (3) 回答日 令和8年6月25日（木）17時00分までに実施
- (4) 回答方法 電子メールで回答

5 参加表明書の作成要領

- (1) 参加表明に必要な書類と提出部数

- ア 参加表明書（様式第1号） 1部
- イ 会社概要（様式第2号） 2部
- ウ 業務実績調書（様式第3号） 2部
- エ 業務の実施体制（様式第4号） 2部
- オ 配置予定技術者調書（様式第5号の1及び様式第5号の2） 2部

- (2) 参加表明書の提出

- ア 提出期限 令和8年6月29日（月）17時00分まで（必着）
- イ 提出場所 〒519-3696 三重県尾鷲市中央町10番43号
尾鷲市福祉保健課自立支援係
- ウ 提出方法 持参又は郵送

※注 郵送で提出する場合は、配達日時及び配達されたことを証明でき

る方法としてください。

6 企画提案書等の作成要領

(1) 企画提案に必要な書類及び提出部数

- ア 企画提案書（様式第6号） 原本1部
- イ 課題に対する企画提案（任意様式） 原本1部、副本7部
- ウ 再委託調書（様式第9号）※再委託する場合のみ 原本1部、副本7部
- エ 工程表（任意様式） 原本1部、副本7部
- オ 参考見積書（任意様式） 原本1部、副本7部

(2) 企画提案書の提出

- ア 提出期限 令和8年7月3日（金）17時00分まで（必着）
 - イ 提出場所 〒519-3696 三重県尾鷲市中央町10番43号
尾鷲市福祉保健課自立支援係
 - ウ 提出方法 持参又は郵送
- ※注 郵送で提出する場合は、配達日時及び配達されたことを証明できる方法としてください。

7 審査方法

プレゼンテーションによる審査

第7期紀北地域障がい者福祉計画策定支援業務委託プロポーザル選考審査会評価基準に基づきプレゼンテーションの内容を審査し、最も優れている提案を特定します。1社あたりのプレゼンテーション時間は30分とします。

- ア 実施日 令和8年7月14日（火）
- イ 実施時間 後日、参加表明者に通知いたします。

8 審査結果の通知

審査結果を書面により通知します。

9 契約の締結

受託候補者特定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続を行うものとします。この場合において、受託候補者として特定された者から見積書を徴取します。

- ・ 契約保証金はなしとする。
- ・ 契約金の前払いはなしとする。
- ・ 契約金の支払は納品が完了し、請求書受理後1カ月以内に支払うものとする。

1 0 企画提案書の無効（失格事項）

次のいずれかに該当するときは、その提案者を失格とします。

(1) 提案者が次のいずれかに該当するとき。

ア プレゼンテーションに出席しなかったとき。

イ 虚偽の申請を行い、提案資格を得たとき。

(2) 提案書が次のいずれかに該当するとき。

ア 提出方法、提出先、提出期限に適合しないとき。

イ 定められた作成形式又は記載上の留意事項に示された要件に適合しないとき。

ウ 参考見積りの金額が公表している見積上限額を超過したとき。

1 1 その他留意事項

(1) 提出期限後の書類の差し替え及び再提出は認めません。

(2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、指名停止措置を行うことがあります。

(3) 提出書類は返却しません。

(4) 提出書類は、受託候補者特定以外には提出者に無断で使用しません。

(5) 書類の作成及び提出並びにその説明に係る費用は、提出者の負担とします。

(6) 参加表明書に記載した配置予定の管理技術者及び担当技術者は、原則として変更できないものとします。ただし、やむを得ない理由により変更する必要が生じた場合には、協議の上、変更の可否及びその内容を決定するものとします。

(7) 提出書類について、個人情報保護法に基づく開示請求があった場合は、原則として開示します（受託候補者特定前において、当該特定に影響を及ぼすおそれがある情報については、特定後の開示とします。）。ただし、事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報などは、不開示としますので、これらの情報に該当すると考える部分がある場合は、あらかじめ文書により申し出てください。

1 2 日程

公告	令和8年6月22日（月）
質問提出期限	令和8年6月24日（水）17時00分まで
質問回答	令和8年6月25日（木）17時00分まで
参加表明書提出期限	令和8年6月29日（月）17時00分まで
企画提案書等提出期限	令和8年7月3日（金）17時00分まで
審査	令和8年7月14日（火）
結果通知	令和8年7月15日（水）（予定）
契約締結	令和8年7月下旬（予定）
業務開始	令和8年7月下旬（予定）

1 3 担当部署（提出先・問合せ先）

〒519-3696 尾鷲市中央町10番43号

尾鷲市福祉保健課 自立支援係

TEL 0597-23-8203

FAX 0597-23-8204

電子メール jiritu@city.owase.lg.jp